



## 看護師資格の介護職員について

	質問	回答
1	たんの吸引等を看護職員が行う場合でも、事業者登録及び事業所での研修は必要か	<p>看護職員のみがたんの吸引等の行為を実施する場合は、事業者登録の必要はありません。ただし、看護師資格を持つ者が介護職員としてたんの吸引等を行う場合は、登録特定行為事業者としての登録が必要です。当該介護職員の氏名を従事者名簿に記載し、看護師免許証のコピーを添付してください。また、事業所内で行うたん吸引等の研修には参加してください。</p> <p><u>※登録研修機関でのたん吸引等研修の受講や認定証の交付申請は不要です。</u></p>

